

項	行為の種類	号	基準の内容		
第12項	工作物の新築、改築又は増築のうち前項各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第1項第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。	
			第1項第6号	当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
		第1号	第1項第2号	次に掲げる地域で行われるものではないこと。	
				イ	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区。
				ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じる地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
				第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。	
				●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
		●ロ		既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係わる工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
	●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係わる場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築若しくは増築、又は <u>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第一項に規定する漁業権（同条第五項第五号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面に係る漁業の免許を受けた者が行う係留施設及び工作物（屋根及び柱又は壁を有するものに限る。）の新築、改築若しくは増築</u>			
第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観として著しく不調和ではないこと。				

			ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りではない。		
第13項	工作物の新築、改築又は増築のうち前項各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第1号	第1項	次に掲げる地域で行われるものではないこと。	
				第2項	イ	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区
					ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じる地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
				第1号 第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
				第1号 第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。		
				●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
				●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係わる工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
				●ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係わる場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築若しくは増築、又は <u>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第一項に規定する漁業権（同条第五項第五号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面に係る漁業の免許を受けた者が行う係留施設及び工作物（屋根及び柱又は壁を有するものに限る。）の新築、改築若しくは増築</u>	
				前項第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観として著しく不調和ではないこと。	

			ただし 書	特殊な用途の工作物については、この限りではない。
	●第1号	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から 20m以上離れていること。		
	●第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
	●イ	学術研究その他公益上必要と認められること。		
	●ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。		
	●ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。		
	●ニ	既に建築物の設けられる敷地内において行われるものであること。		
	●ホ	前項第1号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。		
		前項第1号	●イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
			●ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係わる工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）